

平成25年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総合政策部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
企画調整課	大学連携政策研究事業委託	大学連携政策研究事業(明日の滋賀を展望する調査事業)業務	平成25年10月1日	一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアム	5,000,000	本事業の遂行には、県内大学からの協力・連携が不可欠であり、また各大学による意見の取りまとめを要することから、県内の13大学等を構成員とする唯一の団体である当該受託者を除いて、事業を円滑かつ効率的に行える者はいないため。	2号	3イ
企画調整課	県・市・民間連携による連鎖型観光・にぎわい機能整備手法検討調査委託	県庁周辺地域における県・市・民間連携による連鎖型観光・にぎわい機能整備手法の検討	平成25年11月12日	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪	8,935,500	専門性と豊富な経験を有した事業者に、そのノウハウを活用して業務を行わせる必要があり、低廉性のみをもって委託先を選定できないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2号	4
文化振興課	びわ湖ホール施設整備事業委託	大ホール音響反射板移動レール基礎補強修繕	平成25年10月31日	公益財団法人びわ湖ホール	11,000,000	下記理由により(公財)びわ湖ホール以外に業務を受託する能力を有する者が存在しないため。 ・施設整備の状況を熟知している必要がある。 ・委託内容が施設の管理運営業務と密接に関わる。	2号	3イ